



お知らせ『りしり富士』

(続報) ヒグマに対する町の対応について

総務課企画調整係

ヒグマに対する町の対応については、6月20日に配布していた「お知らせ利尻富士」によりお知らせしておりましたが、その続報について以下のとおりお知らせいたしますので、引き続きご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

捕獲について

ワナについては先日稚内市より1基借用してきましたが、足あとやフンの発見場所等様々な情報を集めてはいるものの、特定の場所に居座る等ワナの仕掛けやすい状況になっていないことから、先にお知らせしているとおり失敗により町民のみなさまに与えるリスクを考えると、まだワナを設置する段階ではないと考えております。

しかしながら、試験的にワナを設置できそうな場所を選定しておりますので、今後設置することとなりましたら、あらためてみなさまへお知らせいたします。

なお、ハンターについては北海道猟友会稚内支部の方15名に加え、緊急時に備えて島内3名の方を捕獲の従事者として登録済みです。

監視カメラの設置とパトロールの継続について

特定の場所に居座る状況になった場合にはワナが成功する可能性が高くなりますので、町としては監視カメラを用意して火防線(防火帯)を軸に、栄町、雄忠志内、旭浜、鬼脇地区の林道へ設置し、ヒグマの出没状況を24時間体制で監視します。

また、月曜日・水曜日・金曜日の毎週3回の林道パトロールを継続することで、ヒグマの行動変化や情報収集に引き続き注視していきます。

緩衝地帯について

普段のヒグマは人目を避け行動していますが、偶発的に人に遭遇してしまった場合、ヒグマが驚き人を攻撃してしまう恐れがあることから、先日足あとが発見された旭浜地区の民家裏畑の周辺を笹刈りすることにより見通しを良くすることで、ヒグマが距離を置いて人を確認できるような緩衝地帯(対立している者の衝突や不和を和らげる地帯)を設けました。

これは、突然出会ってしまうことにより起こる驚きや恐怖を取り除くために、人とヒグマの双方に効果のある方法ですので、畑等外に出て特定の場所で作業等を行うケースが多い方は是非実践してみてください。

これからも引き続きお願いしたいこと

町としては、熊の生態に詳しい専門家や現場経験の豊富な猟友会の方などと話し合いを重ね、町民のみなさまにとっての最善策を考えながら対応を行っておりますが、町民のみなさまにおきまして、引き続き生ごみの始末や入山、外出時の護身について今一度徹底していただきますよう、よろしくお願いいたします。

足あとやフン等を発見したら

足あとやフン等の目撃情報がありましたら、下記まで連絡ください。

役場総務課 82-1112 鷺泊駐在所 82-2110 鬼脇駐在所 83-1004

平成 30 年 4 月より新たな国保制度（国保広域化）が始まり、北海道と市町村が協力して国民健康保険を運営することとなりました。

この制度は、全道で同じ水準の保険料を目指すために、北海道が各市町村の過去の医療費等を推計したうえで、北海道に納める納付金を算出し、それに必要な税率を各市町村が決定するものです。

本町では、被保険者の負担軽減と国保会計の健全な運営を考慮し、税率については、下記のとおり減額改定とすることとなりましたのでお知らせします。

1. 国保税（医療給付費分）の税率改正

項 目	改正前（29年度）		改正後（30年度）
所得割（世帯の所得に・・・）	8.70 %	⇒	5.50 %
均等割（世帯員一人につき）	35,000 円	⇒	27,000 円
平等割（一世帯につき） ※ 特定世帯は2分の1減額。 ※ 特定継続世帯は4分の1減額。	34,000 円	⇒	26,000 円

2. 国保税（後期高齢者支援金分）の税率改正

項 目	改正前（29年度）		改正後（30年度）
所得割（世帯の所得に・・・）	2.40 %	⇒	2.00 %
均等割（世帯員一人につき）	9,500 円	⇒	9,000 円
平等割（一世帯につき） ※ 特定世帯は2分の1減額。 ※ 特定継続世帯は4分の1減額。	9,000 円	⇒	8,500 円

3. 国保税（介護納付金分）の税率改正

項 目	改正前（29年度）		改正後（30年度）
所得割（2号被保険者の所得に・・・）	1.90 %	⇒	1.50 %
均等割（世帯員一人につき）	16,000 円	⇒	15,000 円

4. 国保税の課税限度額の改正

項 目	改正前（29年度）		改正後（30年度）
医療給付費分	540,000 円	⇒	580,000 円

5. 国保税の軽減対象となる所得基準額の改正

項目	改正前（29年度）		改正後（30年度）
5割軽減	33万円 + 27万円 × 被保険者数	⇒	33万円 + 27.5万円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 49万円 × 被保険者数	⇒	33万円 + 50万円 × 被保険者数

※ 特定世帯とは・・・ 国保加入者が後期高齢者医療制度に移行することによって、国保に残る加入者が1人となってから、5年間が経過するまでの世帯です。

※ 特定継続世帯とは・ 特定世帯がさらに3年間延長されます。この3年間の世帯を「特定継続世帯」といいます。

国民健康保険制度の見直しについて

福祉課国保衛生住民係

■高額療養費の限度額が見直しされます（70歳以上の方）

●70歳以上の方の高額療養費の限度額が、平成30年8月から次のとおり見直しされます。

区 分		1か月の自己負担限度額（※1） 【平成30年7月まで】		1か月の自己負担限度額 【平成30年8月から】	
		外来 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）	外来 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）
現役並み 所得者	課税所得 690万円以上	57,600円	80,100円+ （医療費-267,000円）×1% （44,400円）※2	252,600円+（医療費-842,000円）×1% （140,100円）※2	
	課税所得 380万円以上			167,400円+（医療費-558,000円）×1% （93,000円）※2	
	課税所得 145万円以上			80,100円+（医療費-267,000円）×1% （44,400円）※2	
一 般		14,000円 ※3	57,600円 （44,400円）※2	18,000円 ※3	57,600円 （44,400円）※2
住民税 非課税世帯	区 分 II	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	区 分 I		15,000円		15,000円

- ※1 月の途中で75歳の誕生日を迎える方は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。
- ※2 多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額です。
- ※3 1年間の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

■高額介護合算療養費制度の金額が見直しされます（70歳以上の方）

●70歳以上の方の高額介護合算療養費の限度額が、次のとおり見直しされます。

区 分		現 行	【平成30年8月から】
現役並み所得者		67万円	【課税所得 690万円以上】 212万円
			【課税所得 380万円以上】 141万円
			【課税所得 145万円以上】 67万円
一 般		56万円	56万円
住民税非課税世帯	区分II	31万円	31万円
	区分I	19万円	19万円

■食事療養標準負担額の金額が見直しされました

●療養病床以外に入院したときの食事療養標準負担額（食事代）に係る部分が、平成30年度から見直しされました。

区 分		食事療養標準負担額	
		【平成29年度まで】	【平成30年度から】
現役並み所得・一般		1食につき 360円	1食につき 460円
指定難病、小児慢性特定疾病の方		1食につき 260円※	1食につき 260円※
住民税 非課税 世帯	区 分 II	90日までの入院	1食につき 210円
		90日を超える入院	1食につき 160円
	区 分 I	1食につき 100円	1食につき 100円

※住民税課税世帯の方で平成28年4月1日において、既に1年を超えて精神病棟に入院している方の負担額は、経過措置として※の額となります。

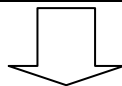
■生活療養標準負担額の金額が見直しされました

●療養病床に入院したときの生活療養標準負担額のうち居住費に係る部分が、平成30年度から見直しされました。

難病などの入院医療の必要性の高い方については、居住費の負担はありませんが、1の入院時の食費の負担額を負担することになります。

<平成29年度まで>

区 分		生活療養標準負担額	
		【食費部分】	【居住費部分】
住民税課税世帯		1日につき460円※	1日につき320円
住民税	低所得者Ⅱ	1日につき210円	1日につき320円
非課税世帯	低所得者Ⅰ	1日につき130円	1日につき320円



<平成30年度から>

区 分		生活療養標準負担額	
		【食費部分】	【居住費部分】
住民税課税世帯		1日につき460円※	<u>1日につき370円</u>
住民税	低所得者Ⅱ	1日につき210円	<u>1日につき370円</u>
非課税世帯	低所得者Ⅰ	1日につき130円	<u>1日につき370円</u>

※一部の保健医療機関では、420円の場合もあります。

後期高齢者医療被保険者証の更新について

福祉課国保衛生住民係

現在ご使用中の保険証は有効期限が平成30年7月31日となっており、8月以降は使用できなくなります。

平成30年度の桃色の新しい保険証を順次発送しますので、到着後は新しい保険証(有効期限が平成31年7月31日)をご使用下さい。

なお、今お持ちの水色の保険証は、お手数ですが破棄するか、役場または鬼脇支所へ返証願います。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証は対象となる方に同封していますので、8月以降は新しい証(水色)をお使い下さい。

※限度額適用・標準負担額減額認定証は非課税世帯の方が対象となります。

ご不明な点は、
福祉課国保衛生住民係
電話 0163-82-1113 (直通)
までお問い合わせ下さい。

後期高齢者医療被保険者証			
有効期限	平成31年 7月31日		
交付年月日	平成30年 7月 1日		
被保険者番号	01234567		
被 保 険 者	住 所	広域市連合町1丁目	
	氏 名	広域 太郎	男
	生年月日	昭和 7年 7月 7日	
資格取得年月日	平成20年 4月 1日		
発効期日	平成20年 4月 1日		
一部負担金の割合	1割		
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000		公印 (朱)
北海道後期高齢者医療広域連合			